

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数)	第4章 取締役及び取締役会 (員数)
第19条 当社の取締役は <u>12名以内</u> とする。 (新設) (新設)	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は <u>9名以内</u> とする。 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)
<u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設)	<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業</u>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役社長は代表取締役とする。 前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長もまた事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(取締役会の権限) 第26条 取締役会は法令又は本定款の定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。 (新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役社長は代表取締役とする。 前項のほか、取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き</u>、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長又は取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する<u>監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第32条 当社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第33条 補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(選任方法) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(非業務執行取締役の責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任限定契約) <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議) <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第43条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第46条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上